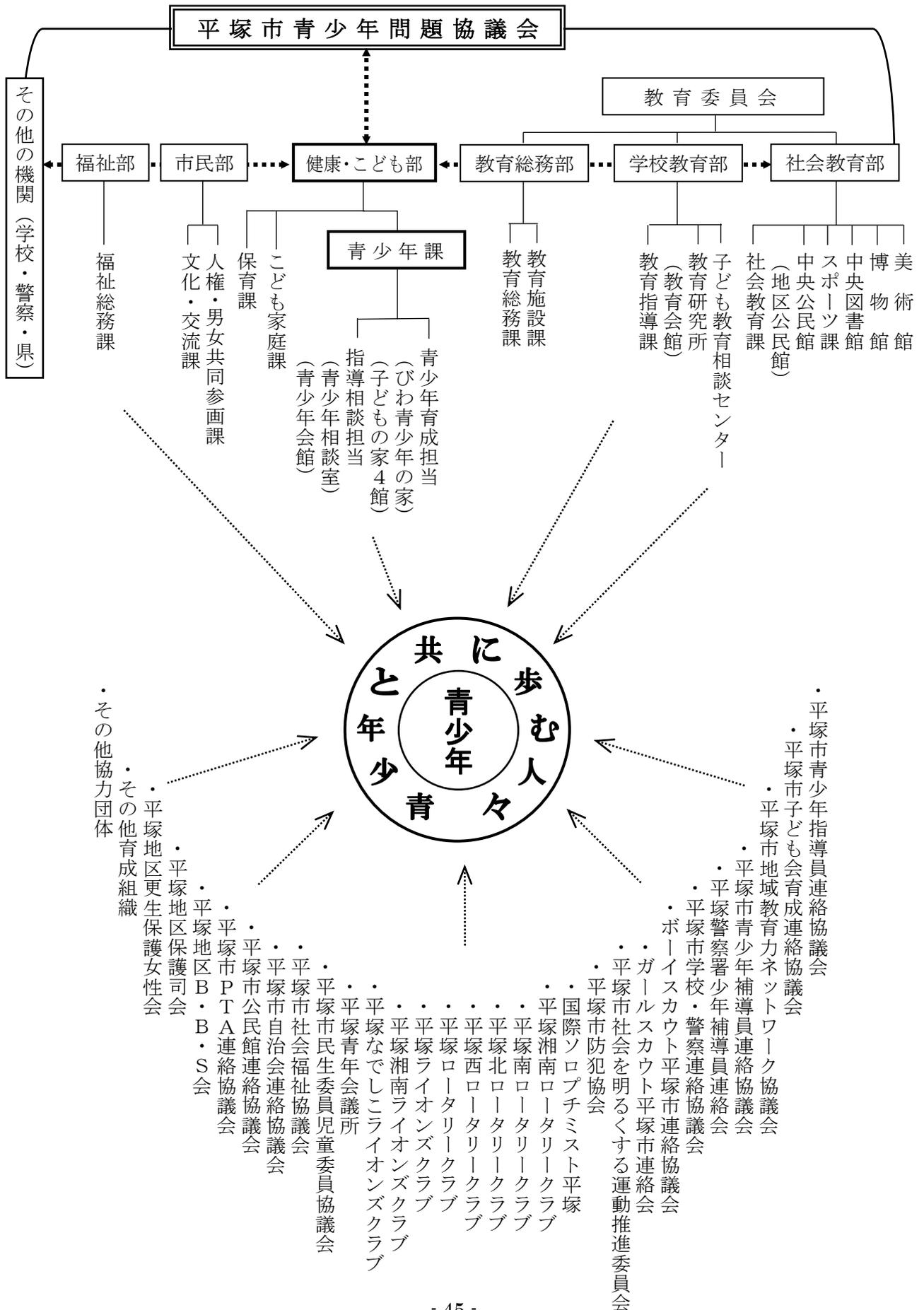
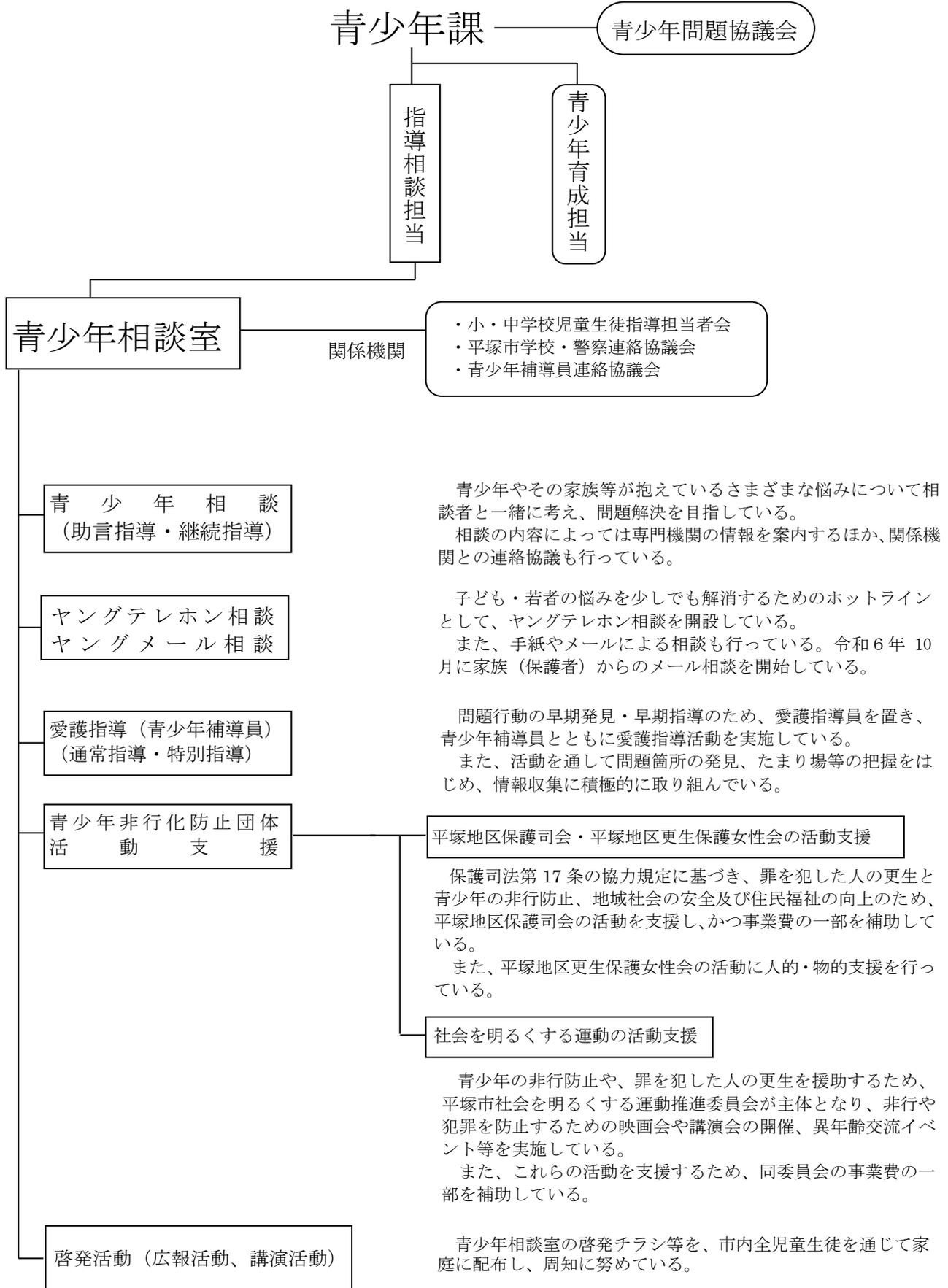


青少年育成の機構



青少年非行化防止・青少年相談の機構



青少年課の沿革

1 沿革

昭和33年 3月	青少年問題協議会設置条例施行
昭和39年 8月	民生部青少年課として、市長部局に設置される。 企画係 — 課内の庶務経理、青少年問題協議会、みなと児童館、ちびっこ広場等の管理運営等を担当 育成係 — 青少年団体の育成、指導者の養成、青年教室の開設、勤労青年の福祉増進等を担当
	教育委員会社会教育課の事務分掌で、青少年教育に関する事務と福祉事務所の事務分掌のうち、青少年の福祉増進に関する事務が、青少年課に移管される。
11月	青少年相談開設・12月より業務開始
昭和40年10月	青少年相談室が要綱により設置される。 平塚警察署防犯課少年係から警察官（警部補）1人、婦人補導員1人の常駐派遣を受ける。
昭和42年 6月	みなと児童館が開館する。
昭和42年11月	機構改革により補導係設置 青少年課 企画係/育成係/補導係 補導係 — 青少年の非行化防止、社会環境浄化活動、保護司会等を担当
昭和43年 5月	地区少年指導員が青少年指導員に改称
昭和44年 4月	社会環境浄化員制度発足
昭和46年10月	機構改革により、民生部は市民部と環境部の2部に分かれ、青少年課は市民部に所属する。
昭和51年 1月	機構改革により、企画係を廃止して育成係へ統合する。
昭和55年 5月	補導係が指導相談係と名称変更される。
昭和56年 7月	びわ青少年の家が開所する。
昭和57年 4月	指導相談係（青少年相談室）の事務所が、相談活動の充実のために、市民センターに移される。
昭和58年10月	機構改革により、びわ青少年の家が青少年課に統合される。 青少年行政の充実のために、青少年担当参事が置かれる。
昭和61年 4月	電話相談「ヤングテレホン」に相談員を2人配置、指導相談係に開設する。
昭和63年 4月	びわ青少年の家の多目的ホールが開設する。
平成元年 4月	指導相談係に「情報110番」を開設する。
平成2年 4月	神奈川県立平塚青少年会館が平塚市に移管され、平塚市青少年会館となる。 青少年課長が平塚市青少年会館長を兼務する。 育成係の事務所が平塚市青少年会館内に移転する。 管理係が平塚市青少年会館内に置かれ兼務する。
平成3年 4月	横内子どもの家が開所する。
平成4年 4月	山城子どもの家が開所する。
平成5年 4月	社会環境浄化員を青少年環境浄化員に改める
平成6年 4月	みなと子どもの家が開所する。
平成7年 4月	大野子どもの家が開所する。 社会環境浄化員を指導相談係に移管
平成10年 4月	機構改革により、係制が担当制に変更され、育成係は青少年育成担当、指導相談係は指導相談担当と名称変更される。 社会環境浄化員を青少年指導員活動事業に統合し育成担当に移管
平成16年 4月	機構改革により、びわ青少年の家担当が青少年育成担当に統合される。
平成20年 3月	機構改革により、青少年課が市民部から健康・こども部へ所属替えとなる。
平成29年12月	平塚市新庁舎2期工事完成に伴い、青少年育成担当の事務所が市庁舎本館内に移転する。
平成30年 3月	指導相談担当（青少年相談室）の事務所が青少年会館内に移転する。

2 事務分掌

青少年育成担当

- (1) 青少年育成の総合的施策樹立に関する事。
- (2) 平塚市青少年問題協議会に関する事。
- (3) 青少年関係事務の総合調整に関する事。
- (4) 青少年問題に係る事業の調査及び研究に関する事。
- (5) 青少年健全育成等に係る施策の推進に関する事。
- (6) 青少年健全育成等に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 青少年指導者及び育成団体等に関する事。
- (8) 青少年団体の指導育成に関する事。
- (9) 有害環境の浄化に関する事。
- (10) 平塚市びわ青少年の家の管理運営に関する事。
- (11) 本市の子どもの家の管理運営に関する事。
- (12) 青少年施設の管理運営に関する事。

指導相談担当

- (1) 街頭補導に関する事。
- (2) 継続補導に関する事。
- (3) 保護司会に関する事。
- (4) 青少年相談に関する事。
- (5) 青少年問題に関する情報及び資料の収集並びに調査及び研究に関する事。
- (6) 平塚市青少年会館の管理運営に関する事。

平塚市青少年問題協議会条例

制 定 昭和33年3月28日条例第4号

最近改正 平成12年12月19日条例第28号

(設 置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の規定に基づき、平塚市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員29人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の役職員

(4) 学識経験者

3 会長は、市長とし、委員の互選により副会長2人を置く。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第 7 条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第 8 条 協議会は、会長の招集により会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第 9 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職 員)

第 10 条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事は、行政機関の職員及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 書記は、本市職員のうちから市長が任命する。

4 幹事及び書記は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

(委 任)

第 11 条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年 3 月25日 条例第7号)

この条例は、昭和34年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和37年 6 月28日 条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年 4 月 1 日から適用する。

(報酬等の内払)

2 この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、平塚市新市建設審議会条例または平塚市青少年問題協議会条例 (以下「これらの条例」という。)の規定に基づいてすでに支払われた昭和37年 4 月 1 日からこの条例施行の日の前日までの間の報酬等は、この条例による改正後のこれらの条例の規定による報酬等の内払いとみなす。

付 則 (昭和38年10月 1 日 条例第23号) 抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月 1 日から適用する。

付 則 (昭和41年 7 月 1 日 条例第18号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和43年 3 月30日 条例第9号)

この条例は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和44年10月 1 日 条例第25号)

この条例は、昭和44年10月 1 日から施行する。

付 則 (昭和45年10月 1 日 条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年 3 月27日 条例第10号)

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和49年 3 月29日 条例第5号)

この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和50年 3 月25日 条例第4号)

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和52年 3 月26日 条例第6号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成11年 3 月19日 条例第2号)

この条例は、平成11年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日 条例第28号)

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

平塚市青少年相談室に関する要綱

制 定 昭和 40 年 10 月 1 日
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、青少年の非行化を防止しその健全な育成を図るため、青少年に関する相談、補導業務の充実強化に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談室の設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、関係機関との合同活動の拠点として、市は青少年課内に平塚市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(業務)

第 3 条 相談室は次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 街頭補導に関すること。
- (2) 青少年相談に関すること。
- (3) 継続補導に関すること。
- (4) 青少年非行化防止に関する情報の収集及び調査研究に関すること。
- (5) 青少年社会環境健全化活動に関すること。
- (6) その他青少年非行化防止に必要な業務。

(職員)

第 4 条 相談室に担当長、青少年相談員及び愛護指導員を置く。

2 担当長（指導相談担当）は相談室の業務を掌理し、青少年相談員及び愛護指導員を指揮監督する。

3 青少年相談員は青少年課指導相談担当の職員をもってあてる。

(青少年補導員)

第 5 条 青少年補導員は原則として 4 2 人とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 平塚市立中学校及び平塚市内所在高等学校、中等教育学校に勤務する教員
- (2) 平塚市内に居住し地域内の自治会、P T A 等と密接な関係をもち、青少年の保護育成活動に深い理解と熱意をもつ心身ともに健全な者で、原則として選任時に年齢 2 5 歳以上であり再任時に 7 0 歳未満の者

2 青少年補導員の業務は、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号とする。

3 青少年補導員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、任期内に新たに委嘱された補導員については、前任者の残任期間とする。

4 青少年補導員に対する報償・旅費については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表（予算の範囲内において別に定める額）を準用する。

(派遣職員の協力)

第 6 条 関係機関より相談室に派遣された職員は、担当長、青少年相談員及び愛護指導員と相互に協力して、業務の推進を図るものとする。

(庶務)

第 7 条 相談室の庶務は、青少年課指導相談担当において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。